



福岡医発第 17 号(地)

平成18年4月7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康



マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」
の推進について

標記の件につきまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より日本医師会を通じ、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

「健やか親子21」における課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保」を挙げているが、この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等、国民・関係機関・企業・地方公共団体・国がそれぞれの立場から取り組むことが重要であります。

本件は、こうした課題の解決に向け「健やか親子21」推進検討会において、別添マタニティマークを決定し、本マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、妊産婦にやさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員への周知等、マタニティマークの普及に向け、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

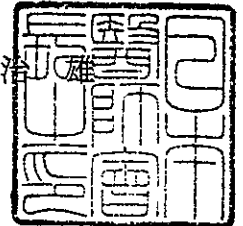
担当理事 毛利康茂



日医発第1142号(地Ⅲ261)
平成 18年 3月29日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植 松 治 雄



マタニティマークをととした「妊産婦にやさしい環境づくり」
の推進について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「健やか親子21」の課題の一つである「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要であります。しかし、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、交通機関における優先的な席の確保が困難である等の問題があります。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、先般、別添のマークが決定され、本会に対しても周知、普及方依頼がありました。

マタニティマークは、例えば妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものであり、マタニティマークをとおして妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会管下会員への周知等、マタニティマークの普及に向け、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

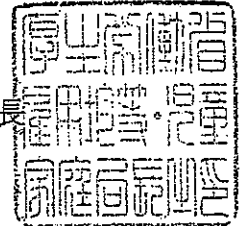




雇児発第 0316001 号
平成 18 年 3 月 16 日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」
の推進について

21 世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子 21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期などには外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子 21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、妊産婦にやさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、先般、別添のマークを決定した。

貴職におかれては、本取組の趣旨についてご理解いただくとともに、貴会会員への周知等、普及に向け協力いただくようお願いする。

マタニティマークについて

1. マタニティマークのデザイン

応募のあった1,661作品の中から、「健やか親子21」推進検討会における厳正な審査の結果、以下の恩賜財団母子愛育会埼玉県支部（埼玉県）の作品に決定した。



2. マタニティマークの利用方法等

1) 利用目的

マークは妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものである。

さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものである。

2) 利用方法

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。詳細については、厚生労働省ホームページを参照のこと。（掲載場所 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>）

3) 取組例

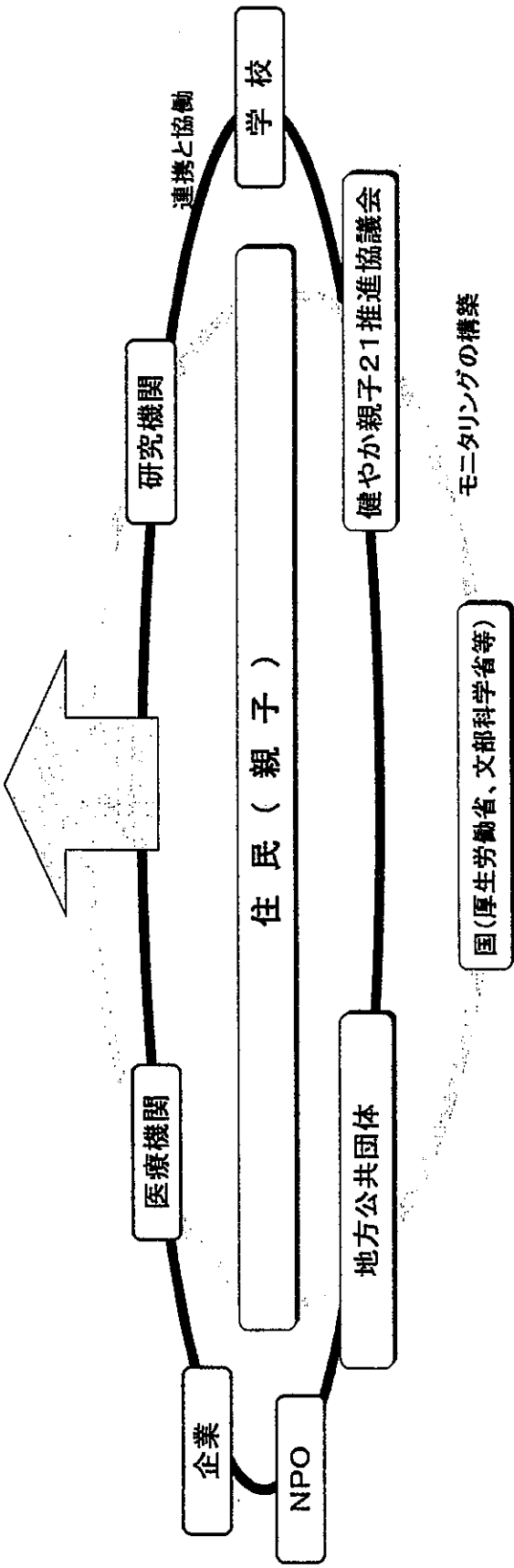
ホームページへの掲載、ポスターの掲示及びチラシの配布等による啓発。
母子健康手帳等とともにマークを配布。



「健やか親子21」の推進 (2006～2010年) について

21世紀初頭における母子保健の国民運動計画
(2001～2010年)

課題	①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	②妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	④子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
主な目標 (2010年)	○十代の自殺率(減少傾向へ) ○十代の人工妊娠中絶実施率(減少傾向へ) ○十代の性感染症罹患率(減少傾向へ)	○妊娠婦死亡率(半減) ○産後うつ病の発生率(減少傾向へ) ○産婦人科医、助産師の数(増加傾向へ)	○全出生数中の低出生体重児の割合(減少傾向へ) ○不慮の事故死亡率(半減) ○妊娠中の喫煙率、育児期間中の両親の自宅での喫煙率(なくす)	○虐待による死亡数(減少傾向へ) ○出産後1か月時の母乳育児の割合(増加傾向へ) ○親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合(増加傾向へ)
親子	応援期 思春期	妊娠婦期～産じょ期 胎児期～新生児期	育児期 新生児期～乳幼児期～小児期	育児期 新生児期～乳幼児期～小児期



「健やか親子21」推進検討会 開催要綱

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

1. 目的

現在、21世紀初頭における母子保健の国民運動計画として「健やか親子21」を推進しているところであるが、中間年である2005年（平成17年）には、これまでの実施状況等を評価し、2010年の最終評価も視野においた必要な見直しを行うこととされており、そのための検討を行う必要がある。

また、「健やか親子21」の指標の1つである「低出生体重児の割合」については増加の一途にあり、諸外国では胎児期の栄養不良が代謝調節異常を引き起こし、成人後に生活習慣病の発症につながるという医学仮説（成人病胎児期発症説（Barker説））を支持する調査研究もみられ、生涯を通じた健康影響が懸念されてきていることから、妊娠・出産期における食生活支援のための具体的方策が求められている。

このため、「健やか親子21」の中間評価や、食を通じた妊産婦の健康支援方策など「健やか親子21」の推進について検討を行うことを目的として、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が学識経験者・関係団体代表者等の参集を求め、開催するものである。

2. 構成

- （1）検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- （2）検討会に座長を置く。

3. 検討項目

- （1）「健やか親子21」の中間評価について
- （2）食を通じた妊産婦の健康支援方策について

4. 運営

- （1）検討会は公開とする。
- （2）検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局（母子保健課）で行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上定める。

(別紙)

「健やか親子21」推進検討会名簿

石井みどり	社団法人日本歯科医師会 常務理事
岩月 進	社団法人日本薬剤師会 常務理事
漆崎育子	社団法人日本看護協会 常任理事
江角二三子	社団法人日本助産師会 事務局長
衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科 教授
齊藤万比古	国立精神・神経センター精神保健研究所 児童思春期精神保健部 部長
才村 純	日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当 部長
椎葉茂樹	富山県厚生部 次長
杉山千佳	育児ジャーナリスト
曾根智史	国立保健医療科学院公衆衛生政策部 部長
戸田律子	バースエデュケーター
中野仁雄	九州大学 名誉教授
長野みさ子	全国保健所長会 常任理事
中村丁次	社団法人日本栄養士会 会長
伯井俊明	社団法人日本医師会 常任理事
村田昌子	全国保健師長会 会長
森 晃爾	産業医科大学 教授
○柳澤正義	日本子ども家庭総合研究所 副所長
山縣然太朗	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
吉池信男	独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画・評価主幹

○座長 (五十音順、敬称略)

厚生労働省発表

平成18年3月10日

(照会先)

「健やか親子21」推進検討会事務局
雇用均等・児童家庭局母子保健課
企画官 八神
母子保健指導専門官 田母神
電話 03(5253)1111 内線 7940
夜間直通 03(3595)2544

マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進について

1. 趣旨

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとした。

○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

2. マタニティマークの選考結果について（別添1参照）

「健やか親子21」推進検討会委員による厳正な審査の上、恩賜財団母子愛育会埼玉県支部（埼玉県）の作品をマタニティマーク（最優秀作品）として決定した。

マークとして決定した上記作品の他に、東京地下鉄株式会社 瀬沼晃さん（東京都）、青木一浩さん（神奈川県）の作品を優秀作品とした。

3. マタニティマークの利用方法等について（別添2参照）

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

4. 今後の普及方法について

厚生労働省ホームページ、政府広報、ポスター等、様々な機会をとおして国民に広く周知。

国土交通省、経済産業省等、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本取組への協力を依頼。

さらに、地方公共団体、「健やか親子 21」推進協議会等の関係団体にも普及活動への協力を依頼。

<政府広報の予定>

3月25日（土） 9:30～ 9:55 中山秀征の愛して JAPAN!（TOKYO FM）

3月31日（金） 11:25～11:30 ご存じですか（日本テレビ）

4月1日（土） 22:00～22:30 ニッポン早わかり（テレビ神奈川他）

※放送日時は地域によって異なることがある。

マタニティマークの選考結果について
～たくさんの応募をいただきありがとうございました～

1. 募集期間 平成17年12月14日から18年1月31日
2. 募集方法 厚生労働省ホームページ及び郵送により募集
3. 応募総数 1,661作品（応募者数1,243）

最優秀作品（マタニティマーク）



恩賜財団母子愛育会埼玉県支部（埼玉県）の作品

優秀作品



東京地下鉄株式会社
瀬沼 晃さん（東京都）の作品

優秀作品



青木一浩さん（神奈川県）の作品

マタニティマークのデザイン及び利用方法について

1. 使用目的

- 1) マタニティマークの趣旨に基づいた場合に使用できます。
- 2) ただし、次の場合にはマークを使用できません。
 - ①独占的又は営利目的への使用。
 - ②マークの作成趣旨に反するなど著しく不適當と認められる使用。

2. 著作権等

- 1) マタニティマークの著作権等の一切の権利は、民間、地方公共団体等に幅広く自由に活用いただくために厚生労働省に帰属します。
- 2) マタニティマークは厚生労働省ホームページ等からダウンロードし、自由に使用いただけます。

なお、活用状況を集積するために、自治体、民間団体等で使用した際には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課（「5. 問い合わせ先」に同じ。）に下記の内容をメールまたはFAXでお送り下さい。

- ①自治体名または団体名、②住所、③担当者名及び連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、④使用目的、⑤使用物（ポスター、キーホルダーなど。ホームページに掲載する場合にはURL）

3. デザイン・使用例等（厚生労働省ホームページをご参照下さい）

多くの人が見て分かるように、下記の事項に留意してください。

- 1) カラーで使用する場合には色は変えないで下さい。
- 2) 大きさは拡大または縮小して使用できますが、マークを変形しないで下さい。
- 3) マークに呼びかけ文以外のデザインは加えないでください。

4. 呼びかけ文

交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用することができます。

（例）○交通機関等での取組

「座席は譲りあっておかけ下さい」

○受動喫煙の防止対策

「禁煙にご協力下さい」

「禁煙席があります」

○エレベーター等の乗降、段差のある場所での配慮等

「妊婦さんやお子さんを連れている方に配慮を」

5. 問い合わせ先

マークの作成趣旨に合致しているか否か判断がつかない場合には、下記までお問い合わせ下さい。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2

T E L 03-5253-1111(内線 7940、7939) 田母神（たもがみ）、市川
03-3595-2544(夜間直通)

F A X 03-3595-2680

E-mail : sukoyaka21@mhlw.go.jp